

ソーシャルメディア利用における旧姓の名乗り分け

折田明子^{†1}

概要: 婚姻によりどちらか一方が改姓しなければならない日本では、日常生活で戸籍名と旧姓を名乗り分けている人たちがいる。二つの名前を併記することはときにプライバシーの問題にもつながるが、一方で異なる文脈で名前を使い分けるメリットもある。日常生活での旧姓使用者は、名乗りの自由度があるソーシャルメディア利用時にはどのように名乗っているのだろうか。旧姓使用者を対象に Web アンケート調査を行った結果、ネットサービスの利用目的や相手、また名乗り方が世代によって異なっていることが見えてきた。また、旧姓を併記できる Facebook では併記している回答者はむしろ少数であり、特に 20 代では旧姓のみの記載が目立った。また、ネット上の本名の定義において、旧姓も含めたのも 20 代がもっとも多い結果となった。

キーワード: ソーシャルメディア, 旧姓使用, プライバシー, 名乗り

Screen Name and Maiden Name on Social Media

AKIKO ORITA^{†1}

Abstract: In Japan, where married couples must take one surname as their family name, there are a few people using maiden (birth) name in the daily life. This paper will examine how such people choose their screen name when they use social media. According to the result of web-based questionnaire, 20's responders tend to display maiden name only on Facebook though the service provides the option to put another name. As for the definition of "real name", 20's showed the most numbers who includes maiden name in addition to registered name.

Keywords: Social Media, Maiden name, Privacy, Screen name

1. はじめに

コミュニケーションを取る相手、用途といった文脈によって名前を名乗り分けることは、自分がどのアイデンティティを見せるかをコントロールする方法の一つである。職業上の文脈であれば職名と姓を名乗り、友人とは友人同士で通じる名前を名乗り、子どもを介したつながりであれば、〇ちゃんのパパ・ママといった名乗りもあり得るだろう。

一方で、そうした名乗りが適切になされない場合には、プライバシー侵害の可能性も考えられる。子どもの保護者という文脈で職業があきらかになってしまったり、職場の同僚に、ニックネームで使っている Twitter を見られたりといった場面である。

婚姻によって片方が氏を変えねばならない日本において、結婚後の旧姓使用は、結婚・離婚といったライフイベントに左右されることなく、一貫して同じ名前を名乗るための方法の一つであり、かつ、文脈によって二つの姓を名乗り分けることが可能な方法でもある。日常生活において、このような名乗り分けをしている人は、ソーシャルメディア利用においてはどのように名乗り分けをしているのか。本稿では、わが国における旧姓使用の現状とプライバシーの問題を概観した上で、旧姓使用者のソーシャルメディア利用時の名乗りについて、Web アンケートの結果を紹介する。

2. 旧姓使用

2.1 旧姓使用の現状

日本では、民法第 750 条の規定「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」により、婚姻の際には夫あるいは妻の氏のどちらか一方を、夫婦の氏（姓）として選ばねばならない。夫婦がそれぞれの生来の姓を保持したまま婚姻できる「選択的夫婦別姓制度」は、1996 年に法制審議会によって答申されたものの、2017 年 1 月現在、民法改正には至っていない。また、2015 年 12 月には最高裁判所は、選択的夫婦別姓を認めないことは憲法違反ではないという見解を出しており、すぐに民法が改正される動きはみられない。

平成 25 年の厚生労働省の人口動態調査によれば 96.2% の夫婦が夫の氏を選んでいる [1]。夫婦ともに元の姓を使い続けるためには、婚姻届を出さず、住民票上は「妻/夫（未届）」と記載する事実婚という形を取るか、改姓した側が旧姓を通称として使い続けるしかない。前者の場合は戸籍姓が変わらないため、身分登録上も元の姓のままだが、後者の場合、身分登録上は戸籍姓に変わり、旧姓はあくまで対人関係における「名乗り」で使えるのみである。

公務員および民間企業などでは、旧姓使用は広く受け入れられつつある。2001 年 7 月には男女共同参画会議において『国の行政機関での職員の旧姓使用について』という申し合わせがなされ、呼称、すなわち名乗る名前としての旧姓

^{†1} 関東学院大学人間共生学部
Kanto Gakuin University

使用の機会は拡大した[2].しかし、これは身分登録上の名前ではないため、登記や税金関連の書類においては旧姓ではなく、戸籍姓を利用しなければならない。国家資格では弁護士、司法書士、公認会計士、税理士は業務において旧姓を使うことができる。また、教員免許の氏名の書換えは任意のため旧姓のまま使用することができる。医師免許や薬剤師免許同様であるが、登録氏名は変更する必要がある。

ただし、実際に旧姓を名乗ることができるかどうかは、職場の考え方にも依存する。2016年10月には私立中学・高等学校の女性教諭が旧姓使用の継続を求めたものの、学校側がそれを認めなかったことから裁判となり、判決では「旧姓を戸籍姓と同じように使うことが社会に根付いているとまではいえず、職場で戸籍姓の使用を求めることは違法ではない」として、請求を棄却した経緯がある[3].

2.2 旧姓使用とプライバシー

日本経済新聞が2015年2月に全国の20~50代の働く既婚女性1,000名に実施したインターネットのアンケート調査の結果によれば[4],回答者の72.3%が職場で主に新姓を使用,25.3%が旧姓を使用していた。この記事では、銀行の社長に就任した女性が、社長就任の際に戸籍姓を使用したために「誰?」「離婚したの?」となり、「無用なことで色々な思いをするのは避けられた方がいい」と述べている。

本人が望む全ての場面で、必ずしも旧姓使用が認められず、戸籍姓と旧姓を必要に応じて使い分けなければならないのはなぜか。現在の日本では、本人の身元確認は戸籍に登録された名前によってなされ、旧姓はあくまで呼称でしかない。そのため、名乗る名前に自由度はあっても、身元確認が必要な事項には戸籍姓を使わざるを得ない。例えば銀行口座を開設するにあたっては、戸籍に登録されている名前であれば本人と確認できず、旧姓での口座開設は受け付けられない。身分証に関しては、保険証や免許証も氏に変更があった際には届け出る必要があり、旧姓は併記できない。

身元確認のための戸籍姓と、呼称としての旧姓を併記するという方法はある。たとえば、パスポートは、旧姓表記でないと支障が生じる場合などに限るという条件つきではあるが、別名併記という形で旧姓をカッコに入れて記載することができる[5]。また、商業登記規則の一部の改正により、2015年2月27日以降は、会社の役員等の就任等の登記申請の際にも、婚姻前の氏(旧姓)を併記できるようになった[6]。しかし、二つの姓が併記されているということは、当人の結婚や離婚といったプライベートな状況を、本人の希望に関わらず周囲に開示することになってしまう。

婚姻によって氏を変更せざるを得ず、戸籍に載せられる名前は一つであるという日本の現状について、Maherは世間に対して強制的に既婚であること、離婚したこと、再婚したということを公表させられることは女性のプライバシー権の侵害であるとし、名前の選択についての単一主義につい

て批判している[7].

2.3 旧姓使用と名乗り分け

一方で、旧姓と戸籍姓を名乗り分けることが、それぞれの役割の意識につながる面もある。先の日経新聞の記事では、研究者の女性が旧姓と戸籍姓を使い分けることについて、母親であるときは戸籍姓を名乗ると話し、「プライベートと切り替えられる便利さもあるが、2つの名前を持つのは煩わしいといえれば煩わしい」と述べている。

菊池による、旧姓使用あるいは事実婚によって夫婦別姓を実践している人を対象とした調査によれば、旧姓と戸籍姓の名乗り分けができる人は柔軟に名乗り分けている一方で、子どもからの反応によって葛藤を抱える可能性があったり、子どもと姓が違う親は、あえて子どもと同姓を名乗ることで親としての役割を意識したりするという。ただし、名乗り分けについては、改姓した女性は職業を持ち働いていないと、生来の姓を使える場面は殆どないことも指摘している[8].

3. ソーシャルメディアにおける名乗り分け

ソーシャルメディア利用に際しては、利用者は基本的には自分で自分の名前を決めることができる。登録する際に本人に到達できる情報やクレジットカード等の決済情報を登録したとしても、他者とコミュニケーションをはかるための名前は別途設定できるサービスは多い[9].

ただし、サービスによっては実名での登録、そして実名の表示を求めている。代表的なソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の一つであるFacebookでは、登録する名前については「プロフィール上の名前は、普段の生活で友達があなたを呼ぶときの名前にしてください。この名前は、本人確認書類、または本人確認書類リストに含まれている書類に記載されている必要があります」とし[10],公的身分証明書や非政府発行身分証明書によって本人の確認を行うとしている[11].旧姓やニックネームは、「別名」として追加するオプションが用意されている。ビジネス上の交流や転職活動を目的としたLinkedInは、実名登録に関する規定はない。ただし、LinkedInでは職務経歴を掲載し、知人との相互リンクや人脈をたどることに特徴があるため、ビジネス上で使用する名前が使われている可能性が高い。言い換えれば、旧姓で仕事をしているのであれば、戸籍名ではなく旧姓で利用することの方がメリットは高いだろう。

一方で、名前を名乗り分ける使い方もある。例えば、複数のアカウントを取得し、実名あるいは有名になったニックネームによる「本アカ」と、それらの名前とは無関係な名前を名乗った「裏アカ」として、発言内容や交流の対象によって異なるアイデンティティを見せる使い方は、Twitterで見られている。

4. 旧姓使用者の名乗りについての調査

4.1 リサーチ・クエスチョン

日常生活での旧姓使用は職業人としての場面、結婚改姓前の友人とのつきあいなど、旧姓によるアイデンティティによって他者と関わる場面において行われる。一方で、身元を確認するためであったり、戸籍姓しか許容されなかったりする場面では、戸籍姓を使うことになり、その使い分けは個々の状況によって異なる。

一方で、ソーシャルメディア利用に際しては、前述したように、多くのサービスでは自分で名乗る名前を選ぶことができる。そこで、日常生活でも名前を名乗り分けている人は、ソーシャルメディアを使うときにどのように名前を名乗り分けているのか、以下4つのリサーチ・クエスチョンを設定した。

RQ1: 日常生活で旧姓を使っている人は、ネット上ではどのような名乗り方をしているのか？

RQ2: ソーシャルメディアの種類と用途・相手によってどのように名乗っているのか？

RQ3: 旧姓を併記できるサービスではどのように名乗っているのか？

RQ4: 旧姓を使っている人にとって、本名とは何をさすのか？

4.2 調査概要

上記のリサーチ・クエスチョンに基づき、表1の通り調査を実施した。調査にあたっては、事実婚あるいは旧姓使用をしている人を対象とするため、事前に出現率調査を行い、十分なサンプルが得られることを確認した上で、調査会社のWebアンケートを利用した。20代から50代までの男女で、法律婚で旧姓使用をしている人・事実婚をしている人それぞれ8つのセルに割付をして調査を実施した。なお、本稿では、旧姓使用者に関するデータのみを分析対象とする。

調査では、オンラインとオフライン（日常生活）での名乗り分けについて聞いている。本稿では、主にインターネット上のサービス利用に関する部分の分析を取り扱う。具体的には、インターネット上のサービスを利用する際の名乗り分けについて、利用しているサービスとその目的、交流相手、名乗っている名前について、実名登録と旧姓併記ができるFacebookでの名乗りについて、また「本名」の定義について質問した。

表 1 調査概要

時期	2016年1月29日～2月1日(4日間)
方法	Webアンケート(楽天リサーチ)
対象	20-59歳 全国の既婚男女 (20,000よりスクリーニング:法律婚旧姓使用あるいは事実婚で名前を使い分けている)
有効回答数	530(男性103・女性427) 旧姓使用者 265
セル割付	20代～50代 旧姓使用者・事実婚者で 各66-67名ずつ 8セル

4.3 結果

(1) 日常生活での名乗り分け

まず、調査対象者が日常生活でどのように名乗っているかについて示す。「普段の生活でどのような名前を名乗っているか？」という問いについては、全体では主に旧姓が22.6%、主に新姓(戸籍姓)が47.5%、半々が29.8%とであり、主に戸籍姓を名乗る層がもっとも多く、旧姓使用がもっとも少なかった。年代別に見ると、50代の回答者は他の年代に比較して旧姓使用が多い一方で戸籍姓の使用は少なく、一方で20代の利用者は戸籍姓の使用が多く、半々で使い分けている数が少なかった(クロス集計, χ^2 二乗検定で $p < .00$) (図1)。

職場での旧姓使用に限定すると、旧姓使用が78%、戸籍姓使用が22%と逆転した。年代別では、30代が旧姓使用の割合がもっとも高く、次いで20代、40代、50代と割合は減少した(クロス集計, χ^2 二乗検定で $p < .00$) (図2)。

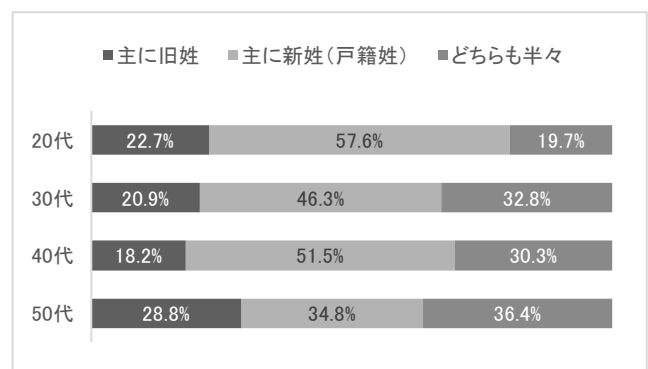


図 1 日常生活での名乗り (年代ごと)

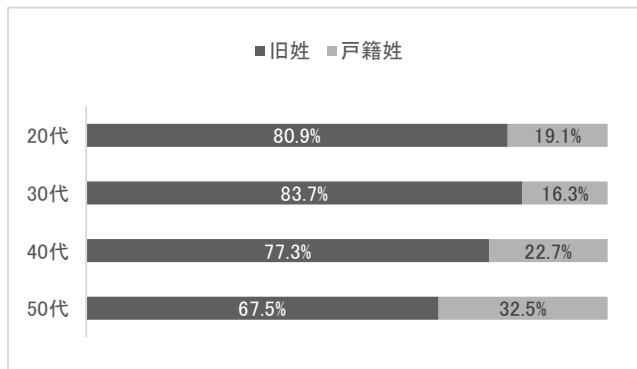


図 2 職場での戸籍姓・旧姓使用 (年代ごと)

(2) ネットサービスでの名乗り分け

ネット上のサービス利用時に、どのように名乗り分けるかについては、「いつも同じ名前」41.9%、「用途によって変えている」38.5%、「適当に使い分け」12.1%、「考えていない」7.5%であった。年代別で見ると、「用途によって変えている」という回答は30代が最も多かったが、他の層はおおむね同程度であった。一方、「考えていない」という回答は50代がもっとも多かった(クロス集計, χ^2 乗検定で $p < .00$) (図 3)。

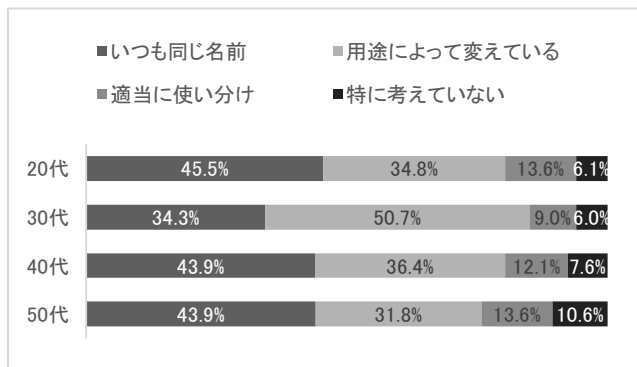


図 3 ネットサービス利用時の名乗り分け (年代ごと)

(3) FB と Twitter で用途と相手と名乗りの違い

実名登録を基本とし、詳細なプロフィールを掲載した上で分量のある投稿ができる Facebook と、どのような名前でも利用でき、プロフィールは簡素で、140 文字以内の投稿をする Twitter の 2 つのサービスを取り上げ、それらの用途と名乗る名前について調べた。年代ごとのクロス集計の結果は以下の通りであった。

まず、Facebook と Twitter の用途を旧姓使用者の年代別に見る(表 2)。いずれのサービスおよび用途においても、20 代の数がもっとも多く、年齢が高くなるにつれ減っている。交流目的は Facebook の方が多い。いずれも $p < .00$ で有意差が見られた。

表 2 Facebook と Twitter の用途 (年代ごと) (複数回答)

	FB 情報 収集(**)	FB 情報 発信(**)	FB 交流 (**)	TW 情報 収集(**)	TW 情報 発信(**)	TW 交流 (**)
20 代	53.0%	22.7%	50.0%	36.4%	21.2%	12.1%
30 代	40.3%	14.9%	35.8%	31.3%	13.4%	11.9%
40 代	24.2%	15.2%	30.3%	18.2%	7.6%	9.1%
50 代	24.2%	6.1%	22.7%	16.7%	4.5%	4.5%

次に、Facebook と Twitter での主な交流相手を年代別に見る(表 3)。Facebook での「ネット友達」との交流では各年代に有意差は見られなかったが、Facebook での他の交流および Twitter での交流では年代による有意差が見られた(Twitter 仕事関係のみ $p < .05$, 他は $p < .00$)。Twitter でのネット友達との交流のみ、30 代での選択者が最多であった。

表 3 Facebook と Twitter 主な交流相手 (複数回答)

Facebook	FB 結婚 前友 (**)	FB 結婚 後友 (**)	FB 同僚 (**)	FB ネット 友達	FB 仕事 関係 (**)	FB ママ友 パパ友 (**)
20 代	69.7%	39.4%	36.4%	6.1%	22.7%	13.6%
30 代	46.3%	28.4%	20.9%	4.5%	19.4%	7.5%
40 代	33.3%	28.8%	13.6%	7.6%	9.1%	9.1%
50 代	24.2%	13.6%	6.1%	10.6%	7.6%	4.5%
Twitter	TW 結 婚前友 (**)	TW 結 婚後友 (**)	TW 同 僚(**)	TW ネット 友達(**)	TW 仕 事関係 (*)	TW ママ友 パパ友 (**)
20 代	25.8%	15.2%	10.6%	10.6%	10.6%	3.0%
30 代	16.4%	7.5%	3.0%	17.9%	3.0%	3.0%
40 代	9.1%	7.6%	3.0%	4.5%	4.5%	1.5%
50 代	6.1%	3.0%	1.5%	3.0%	0.0%	0.0%

最後に、Facebook および Twitter で使っている名前について年代別に見る。選択枝は「本名」「普段の生活のニックネーム」「ネット上だけのニックネーム」「通りすがり・名無し」とし、全てのサービスで同じ選択枝を用いている。年代ごとの有意差が出た項目を図 4 に示す。実名登録を求めている Facebook において、若い世代ほど本名と答えている割合が高く、徐々に減少していた。

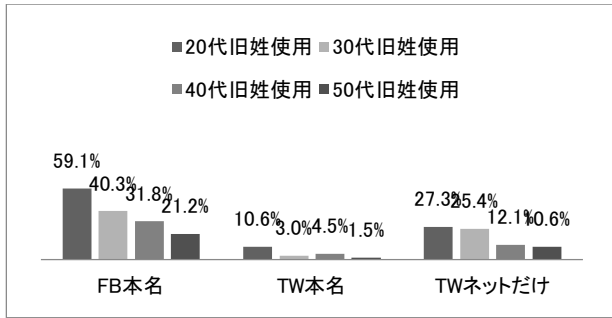


図 4 Facebook と Twitter での名乗り (年代ごと有意差ありのみ) (複数回答)

(4) 旧姓を併記できる Facebook でどう名乗るか

Facebook では、旧姓やペンネームを () に入れて別姓として併記できる。普段の生活で旧姓と戸籍姓を使っている利用者は Facebook ではどう名乗っているのかを見た。全ての年代の合計では、「旧姓のみ」(47.6%)、「新姓と旧姓を併記」(28.0%)、「戸籍姓のみ」(16.6%)、「広く知られたニックネーム」(3.8%)、「その他」(3.8%)であり、選択肢として用意した「仕事上の芸名」は 0 であった。一つの名前のみを記載する場合は、戸籍姓より旧姓の方が多く、かつ旧姓のみの記載は、戸籍姓と旧姓の名乗り分けよりも多かった。

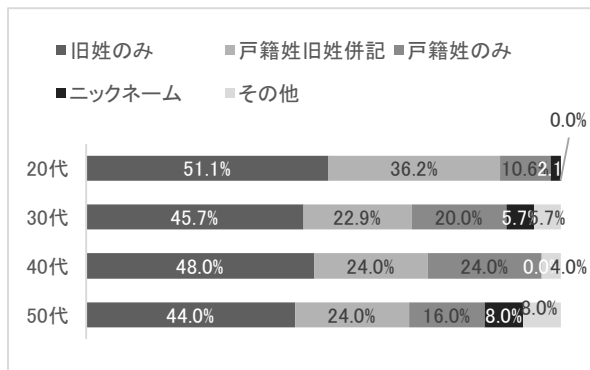


図 5 Facebook での名乗り方 (年代ごと)

年代ごとにクロス集計した結果が、図 5 である ($p < .00$)。20代は戸籍姓(新姓)のみを記載しているという回答が、どの年代よりも少なく、一方で旧姓のみの記載および戸籍姓と旧姓の併記の割合が最多であった。30・40代はほぼ同じ傾向がみられるが、50代では戸籍姓のみの割合が20代に次いで低く、代わりにニックネームという選択が8%にのぼっている。

用途別にクロス集計した結果が、図 6 である。いずれも有意な差がみられた($p < .00$)。情報発信が目的であると選んだ人の半数以上は旧姓のみを記載している一方で、情報収集が目的の群では戸籍姓と旧姓の併記がもっとも多かった。なお、戸籍姓のみの記載がもっとも多いのは、交流目的であった。

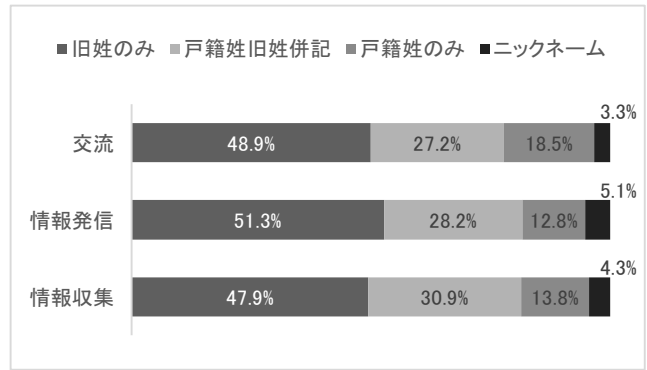


図 6 用途別の Facebook での名乗り方内訳

最後に、交流相手別にクロス集計した結果が図 7 である。子どもの姓(法律婚であれば戸籍姓)でのつきあいがあるママ友・パパ友との交流を選んだ群では、旧姓のみの割合も高いものの、戸籍姓のみの記載も多く、併記がもっとも少ない。

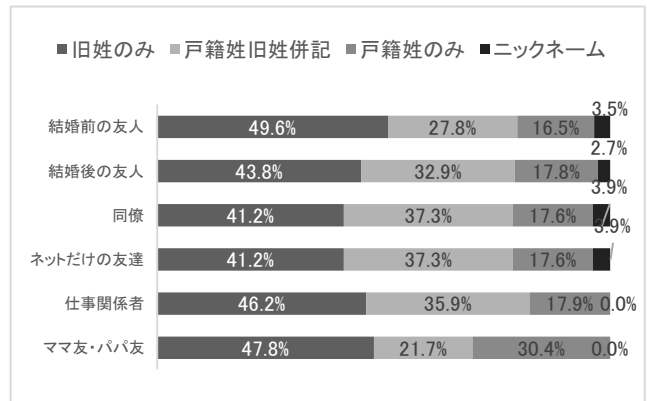


図 7 交流相手別の Facebook での名乗り方内訳

(5) ネット上の本名の定義

ネット上の本名の定義に含まれるものを、複数回答で聞いた。旧姓使用者全体では、「戸籍名」81.6%、「旧姓」38.2%、「ペンネーム・芸名」7.2%、「広く知られているニックネーム」3.3%であった。年代ごとにクロス集計した結果が図 8 である。いずれも有意差が見られた($p < .00$)。

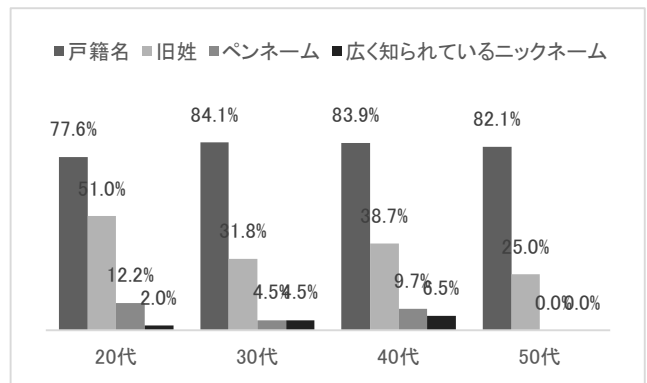


図 8 年代別「実名」の定義(複数回答)

5. 考察

それぞれのリサーチ・クエスチョンに基づいて結果を考察する。

(1) RQ1: 日常生活で旧姓を使っている人は、ネット上ではどのような名乗り方をしているのか？

インターネットでのサービス利用時の名乗りわけは、30代を除き、同じ名前を名乗る割合と、使い分けている割合はほぼ同じであった。30代のみ、いつも同じ名前という選択が少なく、一方で意識して用途に応じて使い分けている結果となった。職場での旧姓使用率ももっとも高いのも30代であるため、職場の人間関係とそれ以外の人間関係において、名前の使い分けをしている可能性が考えられる。

(2) RQ2: ソーシャルメディアの種類と用途・相手によってどのように名乗っているのか？

Facebook はすべての年代において、情報収集および交流の目的で使われており、情報発信という回答は他の用途に比較して少ない。交流相手は、すべての年代において結婚前の友達が最多であり、結婚後の友達、同僚や仕事関係者と続く。

20代は、特に他の世代とは異なる結果が示された。20代は交流目的の回答が他の年代に比較して多い。20代のFacebookでの主な交流相手は、結婚前の友人であり、結婚後の友人、同僚と続く。一方で、ママ友・パパ友という相手も他の年代に比較して多い。Facebookは、20代では59.1%が本名を名乗り、年代が上がるにつれて、本名を名乗る割合は減少している。交流が主な目的である以上、他者に認識される名前を名乗っているとも考えられる。

Twitter はすべての年代において、情報収集の目的が多く、情報発信、交流の順に回答が少なくなっている。交流相手は、30代をのぞく年代において結婚前の友達がもっとも多いものの、それ以外の相手は異なっている。30代では、ネット上の友達が最多を占めている。一方で、同僚や仕事関係者は、20代に比較して30代、40代は少ない。Twitterでの名乗りを見ると、本名を名乗っているのは、30代では3%にすぎず、20代、40代と比較して少ない。一方で、20代と30代ではネットだけのニックネームの割合が高くなっている。Twitterは自由に名前を設定でき、また複数のアカウントを使い分けることができる。30代は、インターネットサービス利用時の名乗り分けももっとも多いことから、仕事、プライベート、子育てなどさまざまなシーンによって名前を使い分け、実生活上以外の友人ともやりとりをしている可能性が考えられる。

(3) RQ3: 旧姓を併記できるサービスではどのように名乗っているのか？

旧姓を併記できるFacebookでは、どの年代においても併記という回答は3割に満たず、旧姓のみの記載が最多であった。戸籍姓のみの記載は、旧姓のみおよび併記よりも少ない。特に20代では、戸籍姓のみの記載はもっとも少ない。これは、結婚してから年数が経っていないために、結婚前の旧姓で交流していた友人にも探してもらうためと考えられる。

旧姓を併記することは、少なくとも何らかの事情で改姓をしている（結婚あるいは離婚など）ことを示すことになる。また、どちらか一方の姓で交流している相手に対して、別の姓に顕れるアイデンティティを見せるという可能性にもつながる。二つの名前を併記せず、どちらか一方にすることは、旧姓、戸籍姓それぞれで築いた人脈が混ざらないということでもあるだろう。

用途別の内訳でも、この順番は変わらないものの、交流目的の場合には、他の目的よりも戸籍姓のみの記載の割合は高くなっている。

交流相手別の内訳では、「同僚」や「ネットだけの友達」では併記の割合が他と比較して高かった。一方で、ママ友・パパ友では、戸籍姓の割合が他と比較して高かった。これは、旧姓使用をしていたとしても、子の姓（戸籍姓）を通じたやりとりをするためと考えられる。

(4) RQ4: 旧姓を使っている人にとって、本名とは何をさすのか？

本名の定義に含まれるものを複数回答で聞いたところ、全ての年代において戸籍名が最多であった。しかし、20代では半数以上が、それ以外でも3割から4割が旧姓を本名に含めていた。これは、日常生活で主に旧姓を名乗っている回答者の割合を超える数である。旧姓使用者の中には、職務上は旧姓を使うが、あくまで本名は戸籍姓という認識の人と、やむなく改姓したので戸籍姓は改姓したが、旧姓が自分の本名という認識の人がいる[8]。RQ3でみたように、実名の登録を求め、旧姓を含む別名はカッコで併記というサービスにおいて、旧姓のみを記載している数が最多であることは、旧姓も本名に含まれるという認識と関連がありそうである。

6. おわりに

本稿では、日常生活で戸籍姓と旧姓を使い分けている人を対象に、ソーシャルメディア利用時にどのように名前を使い分けているか、アンケート調査の結果を見た。戸籍姓と旧姓の名乗りは、ときには婚姻・離婚といった身分変動を意図せずとも明らかにしてしまったり、それぞれの名前によ

る人脈を混ぜてしまったりする可能性がある。自らで名前を決められるソーシャルメディアでは、20代から50代の年代によってそれぞれ異なる一方で、旧姓と戸籍姓を併記できるサービスでは、どの年代でも併記している人の割合がもっとも少ない結果となった。

本稿では旧姓使用者を対象とし、どのような名乗りわけを行っているかを見たが、今後の課題として、そこにどのような意図や理由があるかを明らかにしていくことで、ソーシャルメディア利用における実名・仮名の登録のあるべき形の提案にもつなげられると考える。

謝辞

本研究の一部は、科研費若手B(24700250)によるものである。

参考文献

- [1] “2013年人口動態調査人口動態統計確定数補完統計表(報告書非掲載票)より「3_婚姻件数、夫の氏・妻の氏・都道府県(21大都市再掲)別ー平成25年に結婚生活に入り届け出たもの(再掲)ー”
http://www.data.go.jp/data/dataset/mhlw_20150902_0080/resource/8d163d6a-7092-4acc-a273-40797d535e3f (2017-1-17 参照)
- [2] “男女共同参画局、国の行政機関での職員の旧姓使用について(各省庁人事担当課長会議申合せ),2001”
http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryu/pdf/ka04-7.pdf
(2017-1-17 参照)
- [3] “職場での旧姓使用認めず、東京地裁判決、女性教諭の請求棄却、『社会に根付いていると いえず』”日本経済新聞 朝刊 42ページ 2016年10月12日
- [4] “新姓・旧姓、職場で使うのは? 旧姓派も4分の1 既婚女性1000人調査” 日本経済新聞朝刊 33ページ 2015年3月7日
- [5] 外務省 “こんな時、パスポート Q&A「Q16 結婚して姓が変わりました。旧姓をパスポートに記載することは可能ですか?””
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_4.html
(2017-1-17 参照)
- [6] 法務省. “役員の登記の添付書面・役員欄の氏の記録が変わりませ(平成27年2月27日から)”
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00085.html (2017-1-17 参照)
- [7] Maher, J.C.”夫婦別姓:日本における結婚と姓名変更の政策について”国際基督教大学教育研究 42. pp.229-240,2000
- [8] 菊池慶子. “婚姻時の夫婦別姓選択をめぐる葛藤と振る舞い”奈良女子大学社会学論集第16号 pp.145-163, 2009
- [9] 折田明子 「第9章:インターネット上で名乗る名前とプライバシー」 公文俊平・大橋正和編著『情報社会のソーシャルデザイン:情報社会学概論II』 NTT 出版, 2014年11月 pp.217-235
- [10] Facebook ヘルプ “Facebook ではどんな名前が認められますか”
https://www.facebook.com/help/112146705538576?helpref=faq_content (2017-1-17 参照)
- [11] Facebook ヘルプ “Facebook ではどのような身分証明書を使用できますか”
https://www.facebook.com/help/159096464162185?helpref=faq_content (2017-1-17 参照)